

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神流町	神流町(旧万場町、旧中里村)	令和 3年 3月29日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	98ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	66ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	28ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・地区内の農地所有者の約7割が70歳以上であり、後継者不足や高齢化が進んでいる。またほとんどが自家消費農家である。
- ・中山間地域に位置し、狭小な農地が点在している。また、自給的農家が多く、認定農業者は2件(うち1件は法人)のみであり、農地の集積、集約化は厳しい状況にある。
- ・過疎化、高齢化に伴い、相続による遠方地在住の農地所有者が増加しており耕作放棄地の増加にも繋がっている。
- ・鳥獣被害防止対策は、捕獲隊による捕獲、侵入防止柵等の対策を実施しているが、野生動物による被害はなかなか減少していかない状況がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

旧万場町の農地利用については、中心経営体である集落営農組織や、その他の組織が担っていく。

旧中里村の農地利用については、中心経営体である集落営農組織や、認定農業者が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	西澤 明	野菜類 雑穀・豆類	1 ha	野菜類 雑穀・豆類	1 ha	魚尾
認農法	合同会社かんな 高原農場	野菜類	0.6 ha	野菜類	0.7 ha	赤久縄
集	神流あかじゃが保存会	野菜類	0.6 ha	野菜類	0.6 ha	全域
集	あわばた大豆推進協議会	豆類	0.7 ha	豆類	1 ha	全域
集	蜂屋柿生産者組合	果樹	1.4 ha	果樹	1.5 ha	全域
その他	神流振興合同会社	雑穀・豆類 野菜類	0.5 ha	雑穀・豆類 野菜類	1 ha	万場、船子
計	6人		4.8 ha		5.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

担い手、後継者不足に対する対策の取組方針

1. 自家消費農家が耕作が難しくなった場合、中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知を行うほか、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し所有者の意向把握を推進し、農地の利用調整を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針

1. 捕獲隊との連携を強化し、農家からの被害報告により罾や檻の設置を迅速に行い、被害の拡大防止を図る。

2. 地域からの要望により、防止柵の設置を推進し農地の保全を行う。